

当社は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、社員が順守すべき事項を以下のように定めています。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、社員による性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害されるものをいう。

社員は、インターンシップ参加者や職場見学者を含む求職者等に対し、次に掲げる行為（求職者等に対するセクシュアルハラスメント）を行ってはならない。

- ①性的および身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- ②わいせつ図画や画面の閲覧、配付、掲示
- ③うわさの流布
- ④不必要な身体への接触
- ⑤食事・交際を執拗に求めること
- ⑥性的な関係を求めること
- ⑦その他、相手方に不快感を与える性的な言動

もし当社社員による上記のハラスメント行為が発生した場合には、調査の上、厳正な処分を行います。

ハラスメント行為が発生した、またはそのおそれがある場合には、以下の相談窓口へご相談ください。

相談窓口： 当社総務グループ
電話： 075-441-2333（平日 8：30～17：00）
メール： help_soumu@sk-el.co.jp

なお、相談内容や相談者の個人情報については、事実確認および問題解決に必要な範囲でのみ取り扱い、相談者のプライバシーの保護に配慮いたします。

また、相談窓口へ相談したこと等を理由として、選考において不利益な扱いを受けることは一切ありません。

以上